

## 徳島県公立高等学校普通科の通学区域

### 1 徳島県公立高等学校について

| 学区  | 高 校                      | 区 域                                                         |
|-----|--------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 第 1 | 小松島、富岡西、那賀、海部            | 小松島市、阿南市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、那賀町、美波町、牟岐町、海陽町                      |
| 第 2 | 鳴門、板野、阿波、名西、阿波西、穴吹、脇町、池田 | 鳴門市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町 |
| 第 3 | 城南、城北、徳島北、徳島市立           | 徳島市                                                         |
|     | 城東、富岡東、川島                | 県内全域                                                        |

#### ※ 重複区域

下表の区域に保護者の住所がある生徒は、上表の第 3 学区の高校に通学することができる。

| 区 域                   |
|-----------------------|
| 佐那河内村、松茂町、北島町、藍住町、神山町 |

### 2 徳島県立高等学校及び徳島市立高等学校に共通する事項

#### (1) 学区外からの合格者数

- ① 育成型選抜では、学区外からの合格者数は、第 1 学区は学区内総募集定員の 3 % 以内、第 2 学区は学区内総募集定員の 2 % 以内、第 3 学区は高校ごとに募集定員の 2 % 以内とする。ただし、県教育委員会が定める指定校における運動部指定競技及び文化部指定分野による学区外からの合格者については、この制限を適用しない。
- ② 一般選抜では、学区外からの合格者数は、育成型選抜の入学予定者数と合わせ、第 1 学区は学区内総募集定員の 20 % 以内、第 2 学区は 12 % 以内とし、第 3 学区は高校ごとに、城南高等学校、城北高等学校、徳島北高等学校は募集定員の 12 % 以内、徳島市立高等学校は 8 % 以内とする。ただし、育成型選抜においては、県教育委員会が定める指定校における運動部指定競技及び文化部指定分野による学区外からの入学予定者については、この制限を適用しない。

#### (2) その他の学科の通学区域

全日制課程の専門学科及び総合学科、定時制課程の全ての学科の通学区域は、県内全域としている。